(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

- ①消費税については、平成26年4月1日より5%(うち地方分1%)から8%(同1.7%)に引き上げ※1、また、令和元年10月1日からは、10%(同2.2%)に引き上げ※2
- ②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収(約29億円)はすべて 社会保障施策に要する経費(約160億円)に充当
- ※1 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法(平成24年8月成立)
- ※2 消費税率の引上げを再延期する税制改正関連法(平成28年11月成立)

<地方消費税率引上げの概要>

◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策)」その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充当(地方税法第72条の116)

[地方消費税率] 平成26年4月 1%→ 1.7% 令和元年10月 1.7%→ 2.2%

令和4年度決算額

<歳入> 引上げ分の地方消費税収入(地方消費税交付金) ・・・ 2,872,442千円

<歳出> 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 ・・・ 15,950,384千円(一般財源分)

<拡充した主な市の社会保障施策(R3→R4)>

◆民間保育所の整備を補助 [3か所・225人定員・令和4年度整備 令和5年4月開園] 定員拡大 3,573人(令和4年4月) → 3,855人(令和5年4月) ※地域型保育施設を含む

◆様々な福祉制度のはざまや複合的な課題を抱えた相談を受け止める「福祉総合相談窓口」の設置

令和4年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費(環境経費を除く)の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位·千円

+1.	項	目	経費	財源内訳	
款				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	9, 384, 245	5, 871, 986	3, 512, 259
		老人福祉費	3, 277, 390	734, 829	2, 542, 561
		介護保険事業費	3, 023, 880	165, 148	2, 858, 732
		その他	157, 191	24, 295	132, 896
	児童福祉費	児童福祉総務費	2, 010, 881	1, 152, 293	858, 588
		児童措置費	10, 837, 265	7, 829, 579	3, 007, 686
		保育所費	334, 967	287, 046	47, 921
		青少年育成費	550, 295	306, 486	243, 809
		その他	2, 095, 117	1, 898, 269	196, 848
	生活保護費	扶助費	4, 464, 008	3, 331, 053	1, 132, 955
		その他	12, 356	142	12, 214
衛生費	保健衛生費	予防費	2, 443, 552	1, 352, 761	1, 090, 791
		保健費	206, 316	25, 748	180, 568
		その他	178, 656	46, 100	132, 556
合		計	38, 976, 119	23, 025, 735	15, 950, 384